

平成26年度水資源機構営事業再評価技術検討会（第2回）

「水資源機構営事業 豊川用水二期事業」

日時：平成26年7月15日（火） 10:00～11:30

場所：独立行政法人水資源機構 中部支社

I. 開会

○森井課長補佐

少し定刻より早いですけれども、先生方がおそろいになっております。というのが、駒田先生、少しご体調が悪いということで、今日ご欠席という連絡が来ております。あと、飯尾先生は所用で10分程度おくれるとの事ですが、先生方がおそろいになっていたら始めておいてくれと申しつかっておりますので、そういう中で、ただいまから平成26年度水資源機構営事業豊川用水二期事業の再評価に係ります第2回技術検討会を開始させていただきますと思います。

初めに、本検討会の情報公開について説明させていただきます。

本検討会は、運営の透明性を踏まえまして、会議を公開することとしています。会議開催のプレスリリースの際にインターネットにて傍聴の申し込みを受付ましたところ、傍聴として2名の方がお見えになっておりますので、ご報告させていただきます。

また、本日の議事概要及び議事録につきましても、インターネットでの公開を考えております。なお、議事録につきましては、技術検討会委員の記名の上、公開させていただきますので、ご了承願います。

次に、本日の配付資料でありますけれども、右上に資料1から8と書かれた資料となっております。お手元にございますかご確認をお願いいたします。不足がありましたら事務局の方で用意させていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、本日ご出席いただいている委員の皆様の紹介等につきましては、名簿と座席表で紹介に替えさせていただきますと思います。

先ほども申し上げましたけれども、駒田委員についてですが、急遽ご欠席となっております。意見については事前にお伺いしております。取りまとめについては、委員会に一任するというご了解を得ておりますことをご報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、水資源機構営事業管理委員会の委員長であります川村水資源企画官から挨拶を申し上げます。

II. 挨拶

○川村企画官

皆様、おはようございます。

農林水産省水資源課で水資源機構を担当しております川村でございます。

委員の皆様方にはお暑い中、また、ご多忙の中、水資源機構豊川用水二期事業の再評価のためにご参集いただきましたこと、誠にありがとうございます。

本日は、6月に続きまして、第2回目の技術検討会でございます。今回は、関係団体から意見をいただきましたので、それらにつきましてご説明させていただき、それらを踏まえまして、技術検討会としまして最終的な意見の取りまとめをお願いしたいと思っています。いただきました意見につきましては、農林水産省内部の経路を経て、最終的な再評価の方針として決定し、8月の末には公表したいと考えております。限られた時間でございますが、またご不明な点ございましたら適宜ご説明したく思っております。忌憚のないご討議をお願いしまして、私のご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

III. 議事

○森井課長補佐

それでは、議事に移らせていただきたいと思います。

進行につきましては、第1回技術検討会に引き続きまして、千家委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○千家委員長

千家です。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、議事次第に従いまして進めてまいりたいと思います。

まず、議事次第をご覧ください。

議題1の第1回技術検討会における質疑・意見と回答から議題3の(1)再評価(案)についてまで一括してご説明をよろしくお願いいたします。

また、質疑応答につきましては、説明の後、まとめて行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局の方、ご説明をよろしくお願いいたします。

1. 第1回技術検討会における質疑・意見と回答

○森井課長補佐

それでは、最初に、議題1でありますけれども、第1回技術検討会における質疑と回答について、資料4で説明させていただきたいと思います。

まず、大きく4つの意見をいただいていると考えておりまして、4つの項目、主要な項目についての回答をつくっております。そのうち、1から3までは第1回技術検討会当日に審議会の場で委員からいただいたご意見でございます。

意見の4、駒田委員の意見でございますけれども、技術検討会が行われました2日後に現地をご案内しておりまして、同様のご説明を申し上げて、そのときにいただいた意見でございます。その意見につきましても、技術検討会における意見見合いということでここに記載をさせていただいているということでございます。

その中で、資料4のまず1番目でございます。

飯尾委員からいただきましたご意見でございます。

今回、計画を変更して水路トンネル部に大規模地震対策を実施するのは、東日本大震災が起こったためなのかというご意見、ご質問をいただいております。

それにつきまして、当地域は東海地震の指定地域になっていることから、もともとの計画の段階から地震を考慮したものとなっていると。

岩トンネル部については、平成19年時点では定量的に評価できる状態になかったが、東日本大震災以降、耐震に関する評価マニュアルの整備を加速させ、技術が追いついてきたことにより耐震対策が必要な区間の確認が必要となったことから、対策の実施について調整を進めていきたいという趣旨をご回答申し上げているということでございます。そのご意見につきまして、今回、特に資料につきまして、大きな修正を行っていないということでございます。

意見の2番目でございます。

千家委員長からいただきましたご意見でございます。

施設が津波による被害を受けた際の復旧の考え方、対策は検討されているのかという意見、ご質問をいただきました。

それにつきましては、機構の幹線水路は、渥美半島の比較的尾根を通っているため、施設への直接的な被害はないものと考えている。幹線水路から分岐する支線水路等の末端農業施設は被害を受けることが想定されるが、リカバリー期間の検討を行った上で、被災後の応急復旧等のソフト対策についても順次強化していくことを検討しているとい

う趣旨のご回答をしております。

それに伴いまして、今回、特に資料の修正を行っていないということでございます。
意見の3点目でございます。

有本委員からいただきました意見、ご質問でございます。

計画変更が了解されれば事業全体の工期が30年を越えるが、費用対効果分析の考え方はどのようになっているのかということでご質問をいただいております。

それにつきましては、評価手法について時代の変化を鑑み、施設の新設による効果を重視した投資効率方式から施設の更新が今ある施設へ与える効果も考慮した総費用総便益方式に見直して効果算定をしていると。

一方で、工期については、コスト面、工期面から検討し設定しているところであるが、機構においてさらなる工期縮減がされるものと考えているという趣旨のご回答をしております。

それにつきまして、今回、特に資料の修正を行っていないということでございます。
2ページ目でございます。

4番目、駒田委員からのご質問でございます。

豊川用水地区の農業地帯については、生産性等のさまざまな意味で、この先、規模拡大はあるのかという趣旨のご質問をいただいております。

そちらにつきましては、後継者とか農業生産の状況が他の地域に比べて良好であり、生産基盤の整備が進んでいくものと思われる。営農者、農業の産業化等の取り組みと合わせて進んでいくものと考えられている。この地域は、ほかの地域に比べて農業経営が継続される可能性が高い地域であるという趣旨のご回答をしております。

それにつきまして、特に資料の修正を行っていないというところでございます。

こちらが前回の技術検討会におけるご質問とその取り扱いでございます。

2. 関係団体からの意見聴取結果

○森井課長補佐

続きまして、資料5でございます。

関係団体からの意見聴取でございます。

こちらでございますけれども、資料5の1ページ目をお開きいただきたいと思うんですけれども、機関といたしまして、静岡県、愛知県、6市。そのうち、静岡県1市、愛

知県が5市。4土地改良区、うち静岡県が1土地改良区、愛知県3土地改良区、計12団体に対しまして、文書により意見聴取を行いました。

実施でございますけれども、平成26年6月10日から6月27日まで実施しております。

その内容でございますけれども、まず、表の見方からでございますけれども、3ページ目をお開きいただきたいと思います。

さまざまな団体から意見をいただきまして、この意見の中に黒線と緑の2重線と青の波線と赤の点線と凡例がついていると思います。いただきましたご意見を共通とされるものとカテゴリーに分けますと、豊川用水の役割についての意見と事業対象外施設に関する意見と地震対策に関する意見、事業の早期完成、コスト縮減に係る意見、この大きく4つに大別できるかと考えまして、それでおのこのような凡例でいただきました意見を色分けしているという整理をしているところでございます。

全12団体から意見をいただいておりますが、代表的なところを紹介させていただきたいと思います。

資料5の1ページ目にお戻りいただきたいと思います。

まず、愛知県農林水産部農林基盤担当局からいただきました意見でございます。読み上げさせていただきます。

豊川用水は、昭和43年の全面通水以来、東三河地域に絶え間なく農業用水、水道用水、工業用水を供給し続け、当地域の劇的な発展に貢献してきました。農業においては、キャベツなどの露地野菜や花卉などの施設栽培など、収益性の高い作物へ転換が図られ、当地域を全国有数の農業優良地帯へと変貌させました。

当地域の農業を含めた継続的発展のためには、豊川用水による用水の安定供給は欠くことができない重要なものであることから、近年発生が懸念されている大規模地震への対策、農業専用支線水路における石綿管除去対策を実施する豊川用水二期事業の1日も早い完成とともに、コスト縮減の徹底と効率的な事業運営を要望します。

なお、現計画で未採択となっている区間についても、大規模地震において被災が心配されることから、用水の安定供給を確保するため、早期事業化を要望するという意見をいただいております。

続きまして、2ページ目でございます。

市町村からいただきましたご意見を2つご紹介したいと思います。

まず、豊川市様からいただいたご意見でございます。2ページ目の中ほどでございます。

本市は、豊川用水の中流に位置しており、豊川用水等を水源とした土地改良事業による農業基盤整備を進めてまいりました。水稻や施設園芸などを主体とする近代農業が営まれ、農業生産は県下でも上位となり、現在では、農業用水の安定供給な配水は不可欠です。また、工業用水、水道の水源としても大きな役割を担っていると言えます。

豊川用水の幹線水路は、全面通水以来、40年以上経過し、随所で施設の老朽化が見受けられます。また、本市は、東海地震に関連して地震防災強化地域に指定されており、地震防災対策上からも老朽化施設の早期改築が急務と心得ています。

しかしながら、農業を取り巻く状況は厳しいものとなっております。豊川用水二期事業の実施にあたり、事業費のコスト縮減を図り、関係自治体、農家の負担を極力抑えていただくよう要望しますというご意見をいただいております。

続きまして、資料5の3ページ目でございます。

市町村の代表例2つ目でございます。田原市様でございます。

本市の農業は、豊川用水により飛躍的な発展を遂げてまいりました。日ごろより安定的な水の供給に尽力されている水資源機構の皆様には深く感謝するところです。

現在、豊川用水二期事業が進められているところでありますが、当地域は、地震防災対策強化地域に指定されており、大規模地震により津波が発生すれば、沿岸部が広範囲に浸水するとの被害想定もなされております。このような中、素早い復旧には積極的な除塩が必要であり、豊川用水の必要最低限の通水確保は、行政の責務と考えております。

そこで、二期事業の確実な実施とともに、現在検討が進められている豊川用水二期事業の計画変更の実施を要望しますという意見をいただいております。

あと、4つの土地改良区の代表といたしまして、豊川総合用水土地改良区様からいただいているご意見を紹介させていただきたいと思っております。

資料5の3ページ目の中ほどでございます。

豊川用水は、昭和43年の通水から当地域の農業の発展に大きく貢献してまいりました。当地域の農業は畑作が主体であり、加えて施設栽培が多く営まれているため、農業用水の安定的かつ適正な配水が強く望まれています。現在実施中の豊川用水二期事業により、幹線水路の複線化や耐震性の向上及び石綿管の除去対策が順調に進められ、通水の安全性が一段と高められており、関係者は事業の早期完成を期待しているところであ

ります。

しかしながら、高い確率で発生が危惧されている東海・東南海地震に対する備えが不十分である箇所が最近の知見により判明してきたため、これらの対策が早期に実施されるようお願いいたしますというご意見をいただいているところでございます。

他の団体からいただいている意見も同様な趣旨のことが述べられているところで、資料5の1ページ目でございますけれども、このようないただいたご意見を先ほど申し上げた4つのカテゴリ別に分けまして、それで重みを考慮いたしまして、事務局のほうでちょっと関係団体からの意見の概要というものを取りまとめさせていただきました。読み上げさせていただきます。

関係団体からの意見の概要。

関係団体は、本地域が豊川用水により露地野菜や施設栽培などの高収益農業が営まれ、全国でも有数の農業地帯として発展してきたことから、今後も豊川用水による用水の安定供給は、重要かつ不可欠であると考えている。このため、高い確率で発生が危惧されている大規模地震への対策や農業用支線水路における石綿管除去対策の早期完成を要望している。

また、現行事業で未採択となっている施設についても大規模地震による被災が想定されることから、用水の安定供給を確保するため、早期事業化を要望している。

なお、事業実施にあたりコスト縮減に努めるとともに、工事の安全対策等についても配慮するように要望している。

と、このような形で取りまとめをさせていただいたというところでございます。

3. 再評価結果のとりまとめ

(1) 評価書（案）について

○森井課長補佐

引き続きまして、資料6です。

再評価書案についてでございます。再評価書案でございますけれども、前回の技術検討会で一通り内容は説明させていただいておりますので、前回からの修正点を中心にご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、2ページ目をお開きいただきたいと思います。

中ほどに関連事業の進捗状況というところがあると思っております。そちらの下から3行目

でございます。こちらで、残る14地区、県営事業11地区、団体営事業3地区については、事業効果の早期発現に向け、関連事業が進捗するよう関係機関と調整を図っているというような文章にしております。

以前は、残る14地区については、平成34年度までに計画的に完了する予定ということでちょっと強目と言いましょか、表現になっていたんですけども、評価の場でそこまで他の団体の事業の工期まで言及するのはいかなものかという意見がありましたので、そういう中で事業効果の早期発現のために進捗するように調整を図っていく必要があるという書きぶりに、今回の案に修正をさせていただいているところでございます。

続きまして、資料の4ページ目でございます。

投資効率B/C、今回、1.14という数字で出させていただいているところでございます。前回、1.13という数字でございまして、今回、投資効率総じて0.01増えているということでございます。こちらが、効果の中をよく検討をいたしましたところ、災害防止効果というところの算定の中で、その評価の方法が過小な評価をしていたところがあったということが判明いたしまして、その分、評価方法を適正化したところ、少し、前よりやや数字が増えているということで1.14という評価額になっている。大きな差はないですが、修正をさせていただいているところでございます。

それで、資料の5ページ目でございます。

関係団体の意向ということで、先ほど申し上げました趣旨で関係団体の意向をまとめまして、こちらのところに追記をしているところでございます。変更点につきましては、大きなところは以上でございます。

それで、6ページ目をごらんいただきたいんですけども、本日でございますけれども、この技術検討会の意見というところ、空欄でございまして、後ほどこちらをご議論いただきまして、最終的には、今日この技術検討会の意見が入るような形までこの資料を持っていきたいと思っているところが事務局として考えているところであるというところでございます。

あと、資料7、8につきましても、特段に大きな修正はなかったということでございます。

私からの説明は以上でございます。

○千家委員長

どうもありがとうございました。

それでは、本日は再評価結果の取りまとめということですので、ただいまご説明いただきました議題1から議題3の(1)までについて、各委員の方からご意見を伺いたいと思いますけれども、ご意見はございますでしょうか。

○有本委員

ご意見ということでありますので、ちょっと感想めいたことをしゃべらせていただきますと、資料5の要望をずっと読ませていただきまして、私、空き時間に全部一応目を通したんですけど、それでやっぱり目につくのは、未採択区間のこれが目立つんです。土地改良区はもちろんですけど、市も県もかなりそれを前面に出されておまして、それは確かにそうだと思うんですけど、これは、事業の採択、実行、評価というその経緯以外のところから見ますと、要するに、全くの外部の人がこの文書をぱらっと見た場合は、やっぱりちょっと奇異に感じるというのか、よくわからないので、これでもまだ足らんということが前面に出る表現になっていると思うんですよ。それで、この県、市、行政はもちろん、団体の要望は要望としてわかるんですけど、県、市、団体として要望の前というか、要望と同時にもっとやっておくことがあるはずだと。もちろん、子供さん呼んで施設の案内をしたり、きれいなパンフレットを高いお金をかけてつくったり、立派なDVDもつくっておられますけど、それに触れた国民、市民、県民がどれぐらいの割合なのかという。世間一般の話で言いますと、お隣にメディアの方がおられますけど、世間一般の人はそんなのちゃんと見ていないと、数の上では圧倒的に多数の人はそれを知らないできていますので、ここでいろいろ議論していますというようなことを理解してもらえる人はほんとうに少ないだろうと私は思います。ですから、要望は要望でこれそのものはわかるんですけども、この流れの外から見ますと、行政や団体ももっともっと国民、市民、県民に、とりわけ恩恵を受けている地元の住民やそういった関係の方々を中心に、この事業の必要性や重要性やそういったことを日常不断に説明する努力をきちとなさっているのかどうかということ、これだけもう一生懸命にやっていると、それでもまだ国民は理解してくれないということで、こういうぐあいには未採択区間どうのこうのとおっしゃると、100%それは支持しますけれども、何となくちょっとどこかがこそばゆいような、そういう感じを、感想としては、どこか修正してくれとかいうことではありませんけど、感想としては読ませていただきましたというようなことで、お隣にメディアの方がおられますので、私の感覚がずれているといったら。

○千家委員長

いえ、そんなことはないです。

じゃ、どうぞ。

○飯尾委員

バトンをいただきましたので。

この間、豊川でなくて木曾川のほうを見せていただいたときに思ったんですけども、例えば重要な施設があって、その周りに市街地、田舎町にしては市街化されたところ、家が建ち並んでいて、ここにすごく重要なパイプが通っている、あるいは重要な施設があるということを、できてから何十年もたつとご近所の方さえ知らなくなっている状態になっているというのが、非常にこれは困ったことだなと思ったんです。土地改良区なんかは水土里ネットで住民を巻き込んだ活動をして、21世紀創造大賞みたいな活動をして、地元とその土地改良区の関係、特に、明治用水なんかは明渠の部分があるので、それを通じてアピールするようなことを、ちょっと最近中断しているようなんですけれども、やっている。ただ、農水だけではなくて、上水、工水、生活水の分野にまで入ってくるわけですね。もうこれ、僕、いろいろと災害とかがあって、防災なんかでも自助共助というのが非常に強調されると。水の需要、あるいは供給と災害との関係、あるいはそこに対してこういうような配慮をしなければいけない、お金をつぎ込んで工事もしなければいけないということが不可欠だということがわかってきたとすると、これは農業者だけではなくて、一般の人々に関しても水を使うということに関して、農業用水にしたって、その恩恵を一般消費者、生活者が受けるわけですから、水に関するアピールというのはもっともっていただいたほうがいいと思うんです。我々も心がけますので、水は、ただ防災に対する危機意識を高めなければいけないということとパラレルな関係だと思うんです。水に対する。去年も最後まで節水解除にならなかったというようなところに住んでいればなおさらだと思うんです。それに関しては、我々も含めて、むしろ工事計画の中にすら広報活動というのを取り入れていってもいいんじゃないかと思うほど切実な問題だと私どもも認識しておるということです。

○森井課長補佐

それでは、ご回答になっているかわかりませんが、今、農林水産省で考えることから最初にご紹介させていただきたいと思います。まさに両委員からいただきましたご意見、農業施策としても重要な観点だと思っております。よく言われていること

ですけれども、いわゆる農地とかの多面的機能というものがあるんだけど、それが全体に認知されていないということ、それを含めたものに通じるご意見だというふうに思っております。

例えば、農林水産省では農地・水活動なんかを通じまして、いわゆる農業者以外の多様な者と連携をしながら農地の保全活動をやって、それについて多面的支払いを行っていくという施策も実施をしているところがございます。大きなところではそういうふうな、いわゆる農業者以外との農業、農地、あと、農業水利施設が有する多面的機能を知ってもらうとともに、保全していくためのコンセンサスづくりの施策というものを行っているところがございます。

一方、豊川用水地区につきましては、本日あります資料7の28ページの中なので、一応事業の広報活動とか住民の皆さんとの交流というところは、点的な取り組みとして行っているところがございますが、一方で、確におっしゃいますとおり、この地区、非常に大きな国費を投入しているところでもありますので、やはり、この豊川用水が有する役割でありますとか水の必要性でありますとか、施設の重要性というものもより多くの農業の関係者以外の方、機構営事業ですと水道・工業が入っていますから一般市民の方と言ったほうがいいのかもかもしれませんけれども、そこにもっと知っていただくような努力も機構のほうでもっとお考えいただく必要があるのと、お話を伺って感じたというところがございます。機構の方から何か特にこういう取り組みはありますか。

○川村企画官

水が開発された後、使ってくる段階になるとその苦勞がわからないというのは、これは全省庁同じような認識でございます。それで、国土交通省が進めています国土審議会の中でも、インフラというのはそもそも目に見えませんが、ただ、その大事さというのはやっぱりPRしなきゃいけないねということを、今、今後の水資源政策という中で議論をしております。

それで、この7月1日から水循環基本法という新たな法律ができております。その中でも水は公共性が高いということが位置づけられていまして、その中で、8月1日を水の日にして、政府が一丸、一体となって水の大切さをPRしていこうと、そういう取り組みをこれから始めるところがございます。政府全体としても、そういう取り組みを進めていきます。

豊川用水についても、水資源機構のほうでは機関誌「水とともに」の中でPRをして

いるところがございますが、ちょうど昨年度は渇水もあり、豊川用水の重要性というのはいろいろ取り組まれてPRできたかなと思っています。

それと、なかなか外に向かって発信がないなかで1つのきっかけとしまして、この再評価自体もでございます。5年に1回、きちんこのような場を設けて、PRしなければいけないところはもっとPRしていかなければいけないという、そういう今回ご指摘をいただいているわけですけれども、そういう先生方のご指摘を踏まえて積極的にそれぞれの施設が持つ役割をPRしていきたいと考えております。

○森井課長補佐

豊川の方から補足があれば。

○伊藤部長

豊川用水総合事業部の伊藤と申します。よろしく申し上げます。

この地域の中では、水資源機構の名前はよく知らなくても豊川用水の名前は誰もが知っているというような状況がありまして、毎日の新聞に施設の水源状況が載るような状況もあるわけですけれども、有本先生がおっしゃったように、この地域を少し離れたところで見ると、圧倒的に多くの方がよく知らないんじゃないかというのはご指摘のとおりというふうに思っています。水資源機構の方でも、これまでは安定通水のために淡々と、粛々と自分の与えられた使命をこなしていくというような、そんな感じで仕事を進めてきていたわけですけれども、やはりいろんな人にきちんと我々の役割を知っていただく必要があるのではないかとということで、最近では今年の渇水なんかの状況も踏まえまして、こういったことをやっていると、こういうふうに水を配っているんだというようなことをもう少し積極的にPRをしていこうということで、ホームページ等々の改善等も図ってきております。なかなか一現場だけでは難しい面もあるものですから、水資源機構全体の取り組みとして、支社、本社と協働して水を配るという使命といたしますか、仕事のPRをより一層進めていきたいというふうに思っています。

○千家委員長

というご回答ですけど、よろしいでしょうか。それぞれの分野で一応広報の活動に努めていただいているということです。

前の委員会でも申し上げましたが、例えば震災時に、津波等でこの施設が、部分的に破壊されたときに、東日本の震災時でも見られたように、一番復旧がおくれたのは水の供給でした。今では、この地域は完全に豊川用水依存型の産業体系とか、生活スタイル

になっているが、もし豊川用水の機能が停止したときにどのように対応できるのか危惧される。農業の関係者は地下水や渓流水などの補助水源をファームポンドに汲み上げたりして、最低限の対応は可能だと思いますが、工業用水とか生活用水の場合は豊川用水の機能が全く止まってしまうと非常に危険であると思われます。住民の方はどこまで危機意識があるのか分かりませんが、豊川用水に完全従属型ではなく、有事に備えて補助水源の利用をある程度確保し、緊急時の用水として備えるという考え方もあるのではと思います。今回の取りまとめと直接関係はないですが、この点について何か考えがありましたらよろしくをお願いします。

○伊藤部長

この豊川用水もこれまでは1本の豊川用水、これにおんぶにだっこだったんです。先生おっしゃるように、これが潰れてしまうと、この地域に水が行かないということになってしまうものですから、ほかにも水源がやっぱり必要だということで、今の豊川用水二期事業ではもう一本豊川用水をつくっていこうということで、いわゆる併設水路による二連化というのを行っています。

もともとの豊川用水は、開水路、川的な構造で水を送っているという施設に今度はパイプライン、地中に埋まった、しかもそれは耐震性にも優れた鋼管を主体とした水路で、もう一本、今つくっているところです。比較的近いところを通っているところもありますが、大きく迂回をしているようなところもありまして、2系統化、単純な二連化ではなくて、水路の2系統化を図ってきています。ですから、片方が潰れても片方が生き残る可能性があるということで、リスクの分散にはつながってきているのかなということがございます。

それと、豊川用水は、その前の大きな事業で豊総事業という事業で地区内にたくさん調整池をつくりました。この調整池は、今回南海トラフ巨大地震に対してもいろんな調査を進めてきておりまして、そういった地震に対してもそれなりに機能するだろうということを確認した施設がたくさんあります。こういったところは、緊急時の水源としても使えるのかなということで、こういう施設をうまく活用していくソフト対応をきちんと詰めていくということが我々に求められていることなのかなというふうに思っています。

○千家委員長

ありがとうございました。

○飯尾委員

今ふと思ったんですけど、先生おっしゃったことに。2連化・併設、この間のご説明にもあったと思うんですけど、やっぱり今回の評価って防災という観点が大きいと思うんです。そうしますと、ちょっと何か電源についてイメージしてみると、やっぱりソフト化ということで今おっしゃったこと以外にやることはいっぱいあると思うんです。電力というのが地域に集中していたことによっていろいろな弊害が起こったと、緊急時に思いもしないような。ですから、そのリスクヘッジの部分で、主体もそうだと思うんですけど、例えば電力の場合、1つソースが潰れたときに全部だめになっちゃうというんじゃないくて、回復にしたって、あるいは非常用電源のようなものというのが何重にも備わっているというのが非常に大切なことだと、あるいはここが足りなくなったときに融通のシステム、ほかのソースからの、その強化がすごく大事なことだと。何より、地域の中でも分散化というものを考えなければいけないということ、いろんな教訓があると思うんです。そうしますと、やはり機構さんとかが中心になって、これもやっぱり自助共助の部分だと思うんですけども、機構さんが主体となって運営する幹線水路を2つ増やす、多重化するというだけではなくて、例えば工業用水だとか集落だとか、そういうところに非常時の対策になるような、バックアップできるようなリスクヘッジのハード面の整備みたいなものもしていく必要があるんじゃないかという気がするんです。だからまだ当面、今回の技術評価とは別個のことになると思うんですけども、その辺のこともちょっと電源対策で何が足りなかったのかということと似たようなところがあると思うので。というのは、だって取水制限が必要なところ、長期に渡るところというのはもう決まっていて、豊川は日本の代表格であるということもわかっているわけですから、そこに工業と農業が集積しているということを考えると、ソースを分けるだけではなくて、運営の仕方というのも分散化する必要がないのかなとちょっと感じます。

○千家委員長

という貴重なご意見ですので、また今後の事業の展開のときに反映させていただければと思います。

荻野委員、何かございますでしょうか。

○荻野委員

いえ、ありません。

○千家委員長

それでは、このあたりでまとめさせていただきたいと思うのですが、この議案についてはこのままでお認めいただいてよろしいでしょうか。今出ました有本先生、それから、飯尾先生のご意見は、今後の事業を考える上での貴重なご意見ということでとどめていただきたいと思います。

それでは、再評価結果につきまして、この原案をお認めいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○千家委員長

どうもありがとうございました。

それでは、次に議題3（2）の技術検討会の意見取りまとめについてですけれども、冒頭事務局の方から説明がありましたように、技術検討会委員としての意見の取りまとめを行いたいと思います。そのためにしばらく時間を頂戴したいと思います。

議事の再開につきましては、30分後でいいですかね。11時10分までお時間をいただきまして、委員で取りまとめをしたいと思いますので、それまでしばらくお待ちいただければと思います。じゃ、よろしくをお願いします。

（ 休 憩 ）

（2）技術検討会の意見とりまとめ

○千家委員長

よろしいでしょうか。お手元に資料は届きましたでしょうか。

それでは、議事を再開したいと思います。

議題3の（2）技術検討会の意見の取りまとめについて、技術検討会の意見を読み上げてご提案したいと思います。

それでは、ただいまからお手元の資料を読み上げますので、よろしくお願ひいたします。

評価書、第三者委員会の意見（案）。

豊川用水は、東三河地域の農業生産に大きく貢献し、我が国の代表的な農業地域形成の役割を果たしており、全国有数の農業地帯として発展し、トップクラスの生産額を誇っている。昨今の食糧の安定供給と農業競争力の強化が求められる中で、豊川用水が今後担う役割はより一層増すことが予想される。

本事業で実施されている老朽化した豊川用水施設の改築とそれに伴う水路の二連化は、本地区では施設の維持管理の効率化や水利用の高度化を図る上で極めて有効な方策であると考えられる。

また、東海地震発生の確実性は高く、近い将来起こることが予想されている大規模災害に対する備えについては、何よりも優先して行わなければならない。

このような中で、各種施設の耐震化や水路の二連化によるバックアップ強化など、大規模地震対策を推進している取り組みは高く評価でき、速やかな進捗が望まれる。

さらに、石綿管除去対策についても取り組まれているが、地域の安全を確保するためにも解決しなければならない課題であり、安定した農業用水確保にも大きな意義を有している。

このように現行事業は、用水の安定供給を維持しつつ順調に進捗しており、事業効果も順次発現していることから、現行事業の着実な実施に努める必要がある。

引き続き、事業コスト縮減や環境との調和、関係団体の意向に配慮しながら、計画変更による追加施設の整備も含めて事業の速やかな進捗が望まれる。

というのが原案でございます。

ただいま述べました原案につきまして、ご意見がございましたらよろしく申し上げます。

○千家委員長

ご意見はございますでしょうか。

原案は認めていただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○千家委員長

どうもありがとうございました。

ご意見もないようですので、ただいま朗読いたしました原案を評価書の意見としてご提案したいと思います。

これをもちまして、水資源機構営事業豊川用水二期事業の再評価に対する技術検討会の意見とさせていただきます。

本日の議事は全て終了となりますが、委員の方々、あるいは事務局の方、最後に何かご意見等ございましたらよろしく申し上げます。全体を通しまして何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特にないようですので、これで終了させていただきたいと思います。

円滑な議事の進行にご協力いただきましたこと、心よりお礼申し上げます。

それでは、議事進行を事務局の方にお返しいたします。

IV. 閉会

○森井課長補佐

本日は、委員の皆様には大変お忙しい中出席いただき、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

先ほど頂戴いたしました意見等を盛り込んだ最新の評価書等につきましては、事務局で整理した上で、技術検討会委員の皆様と水資源機構営事業管理委員会の方々に配信し、ご確認いただいた後に、農林水産省公共評価担当部局へ提出したいと考えております。

また本検討会の議事録につきましても、事務局で取りまとめ、各委員に確認をいただいた上で、再評価書等とあわせて農林水産省ホームページに8月末に掲載いたしますので、ご了承願います。

それでは、以上をもちまして、平成26年度水資源機構営事業豊川用水二期事業の再評価に係る第2回技術検討会を閉会させていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

— 了 —